

タンカーにおける可搬式酸素濃度計測器搭載の義務化に関する事項

改正規則等

鋼船規則 R 編
鋼船規則検査要領 B 編及び R 編

改正事項

タンカーにおける可搬式酸素濃度計測器搭載の義務化に関する事項

改正理由

IMO 防火小委員会において、タンカーの火災安全性に関する SOLAS 条約第 II-2 章の検討及び見直しが行われた。

その結果、IMO 第 87 回海上安全委員会 (MSC 87) において、タンカーへの可搬式酸素濃度計測器の搭載を義務化する SOLAS 条約第 II-2 章第 4.5.7 規則の改正が、決議 MSC.291(87)として採択された。

今般、決議 MSC.291(87)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

タンカーへの可搬式酸素濃度計測器の搭載を義務化する旨規定した。